

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

2020年10月1日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構

東京山手メディカルセンター 院長 矢野 哲

◎調達機関番号 903 ◎所在地番号 13

○第2020005号 (No. 2020005)

1. 競争に付する事項

(1) 品目分類番号 26

(2) 調達件名及び数量

電気需給契約

(3) 調達件名の特質等

入札説明書及び仕様書による

(4) 契約期間

2021年6月1日から2022年5月31日（1年間）

(5) 納入及び履行場所

東京都新宿区百人町3丁目22番1号

独立行政法人地域医療機能推進機構東京山手メディカルセンター

(6) 入札方法

①入札書に記載する金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、あらかじめ本院が別途提示する月毎の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した各月の対価の年間総価を入札金額とすること。

②落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって評価するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

※入札書に記載する金額の算定に当たっては、力率割引又は割増、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び太陽光発電促進付加金並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。

2. 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条及び第6条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「物品の販売」においてA、BまたはCの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の参加資格を有する者であること。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去3年間に於いて虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。

- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 年間予定使用電力以上の施設(病院・官公庁等)に安定的に供給した実績を有する者であること。
- (6) 調達物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること。(病院業務の特質性から計器交換などの際に停電を伴わない作業を行うこと)
- (7) これまで電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の勧告を受けていないこと
- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2保険年度)の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)
 - ③船員保険 ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (9) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (10) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。

3. 入札関係書類の交付及び提出場所、問い合わせ先

- (1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先
〒169-0073 東京都新宿区百人町3丁目2番1号
独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター 経理課契約係
電話 03(3364)0251
- (2) 入札関係書類の交付方法
(1)と同じ。本公告の日から2020年11月9日(月)までの土曜日、日曜日及び休日を除く9時から17時までに、問い合わせ先に連絡の上、「機密保持に関する誓約書」(本公告に添付)と引き換えに交付する。
- (3) 入札書及びその他資料の提出場所、期限
(1)と同じ。提出期限は、2020年11月10日(火)12:00(正午)とする。
※郵便入札の場合、上記提出期限までに到着しない場合は、無効とする。
- (4) 開札の日時及び場所
2020年11月18日(水) 10:00
東京山手メディカルセンター 3階 大会議室

4. その他必要な事項

- (1) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (2) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争に参加を希望する者は、上記2の競争参加資格に関する証明書等を提出しなければならない。なお、入札執行日の前日までの間において、経理責任者から上記証明書等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。競争参加資格に関する証明書等は当院において審査するものとし、採用しうると判断した者のみを入札参加対象とする。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な最低価格で入札を行った入札者を落札者とする。落札者決定後は、その者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

5. Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity to be used in Japan Community Health Care Organization Tokyo Yamate Medical Center and Affiliated Nursing School.

(2) Time-limit for tender : 12:00 P.M. Nov10,2020

(3) Contact point for the notice : Accounting Division, Japan Community Health Care Organization Tokyo Yamate Medical Center, 3-22-1 Hyakunincho shinjukuku Tokyo 169-0073 Japan, TEL03-3364-0251ext.2375

機密保持に関する誓約書

年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
東京山手メディカルセンター
院長 矢野 哲

住 所(所在地)

氏 名(法人名) 印
(代表者名)

電話番号 : () -

E-mail :

_____ (以下「当社」という。)は、「電気需給契約」の応札の検討(以下「本件目的」という。)を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報(以下「機密情報」という。)の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- (2) 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- (3) 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- (4) 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- (5) 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証(明示か黙示を問わない。)を行なわないことを当社は了承します。

- 2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書にお

いて認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

- 2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に関し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(利害関係人との接触の禁止)

第7条 当社は、貴院の事前の承認がない限り、本物件の使用者、占有者、賃貸借人、その他本物件と利害関係のある第三者と接触しないものとします。

(機密情報の返還)

第8条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本物件に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第9条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

- 2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以 上